

令和2年度茨城空港国際交流利用促進事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 茨城空港利用促進等協議会（以下「協議会」という。）は、国際交流の推進による茨城空港（以下「空港」という。）の利用促進を図るため、空港発着の国際線を利用し国際交流事業を実施する団体に予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付については、この要綱に定めるところによる。

(助成対象団体)

第2条 助成の対象となる団体（以下「助成団体」という。）は、茨城空港発着の国際線を利用し、国際交流事業を実施する団体とする。

(助成対象事業)

第3条 前条の国際交流事業は、茨城県内または国際線就航国内において、両国の団体間における教育、学術・文化、スポーツなど各種団体が行う交流事業（日本からの進出企業等との交流や商用による現地企業等との交渉等は除く。）とし、継続性が見込まれる事業とする。

(助成対象経費及び助成額)

第4条 前条の助成金の交付対象となる経費及び助成額は次のとおりとする。

(1) 助成の対象となる経費は、渡航費、交流会費、現地視察費等の国際交流事業に必要な経費とする。

ただし、他の補助金等の交付対象となっている経費については、対象外とする。

(2) 助成団体は、5名以上の団体とし、茨城空港発着の航空便を往復で利用すること。

ただし、往路又は復路について茨城空港以外の空港等を利用する場合は、次条に定める金額の半額を助成金の交付額とする。

(3) 助成額は、構成員1人につき5,000円（県外の団体が利用の場合は3,000円）とする。

ただし、1団体200,000円（県外の団体が利用する場合は120,000円）を限度とする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする助成団体の代表者（以下「申請者」という。）は、交流事業実施の1ヶ月前までに助成金交付申請書（様式第1号）を協議会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

(交付決定)

第6条 会長は、前条の交付申請書を審査し、これを適當と認めたときは助成金の交付を決定し、交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(変更交付申請)

第7条 申請者は、交付申請書記載の事業（以下「助成事業」という。）の内容を変更するときは、変更交付申請書（様式第3号）を会長に提出し、その承認を受けなければなら

ない。

- 2 会長は、前項の承認をするときは、必要に応じて交付決定を変更し、又は条件を付すことができる。

(助成事業の中止)

第8条 申請者は、助成事業を中止するときは、速やかにその理由を記載した取り下げ書を提出しなければならない。

(実績報告及び助成金の請求等)

第9条 申請者は、助成事業の完了日から1ヶ月以内又は令和3年3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第4号）及び助成金請求書（様式第5号）を会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、気象条件その他の助成団体の責に帰さない理由により助成事業の内容に変更が生じた場合は、その理由を申請者から文書をもって聴取し、当該変更が真にやむを得ない事情によるものと認めるときは、申請書どおりに助成事業が実施されたものとして取り扱うものとする。

(交付金額の精算、確定及び交付)

第10条 会長は、前条の実績報告書に基づき、助成金の額を精算のうえ確定し、その旨を申請者に通知するものとする。

- 2 会長は、前項の確定を行った後に、助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第11条 会長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (2) 助成事業を中止したとき。
- (3) 空港発着の定期便等を利用しなかったとき。
- (4) 交付申請の内容と助成事業の実績内容が著しく異なるとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。